

「島根県果樹農業振興計画」(案)に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について

令和4年2月1日から3月1日まで、県民の皆様からご意見を募集したところ、以下のとおりご意見をいただきました。
お寄せいただいたご意見の要旨及びご意見に対する県の考え方は以下のとおりです。
意見募集へのご協力ありがとうございました。

ご意見の要旨	ご意見	ご意見に対する県の考え方
①現状認識について	「I. 本県果樹農業の現状」の12行目の新規就農者の記述について、「UIターンを含めた果樹での新規就農者」、13行目の果樹農業への就農の記述について、「就農しているが、産地規模を維持するには十分でない。」の記述の補強が必要。	ご指摘を踏まえ検討します。
	気象条件だけでなく、平地とか傾斜地とか、自然・土地条件も示すべきではないか。	栽培に適した自然条件のうち気象は重要度が高い(温暖化の影響など)ため、気象条件のみの記述しています。
②推進品種や技術の記載について	改植・新植については、樹種ごとの実情を踏まえた推進(例:ぶどうのデラウエアの改植を積極的に推進しない)とするとともに、また、新品種導入を加えた推進にあつては、ぶどうでは優良系統デラ、柿では西条以外の有望新品種等の具体的な品種名や方向性の記載が必要ではないか。	具体的な取組については各産地の実情に即した取組が展開できるよう計画本文では幅広い記述としています。 地域ごとの具体的な進め方や推進品目等については、各地域の振興計画(果樹産地構造改革計画)で記載しています。
	「省力樹形(例:柿や梨でのジョイント仕立て)栽培」の記述が必要ではないか。	
	農業現場の労力不足を補う具体策(例:農福連携、外国人従事者等)の記載が必要ではないか。	
	全国の購買層に向けた島根県産品の認知度を向上させる取組みの強化と若い消費者に向けた島根県産品の積極的なPRが必要	補助事業(改植事業等)活用の際に必要な区分、名称の記述にしています。
	振興品目・品種の考え方生産目標については生産者の減少や高齢化の進展に見合った産地維持が現実的である。	
	地域特産品目としての位置づけは必要。	
	優良系統デラについては、生産者の意見と現地実態の確認が必要。その上で、デラウエアとデラウエア優良系統を区分せず、「デラウエア(優良系統含む)」と記載すればよいのではないか。	
なしの主要品種「二十世紀(おさゴールド)」の記載について、県内主要産地の実態を鑑み「(おさゴールド)」を削除することがふさわしい。	ご指摘を踏まえ検討します。	
「奨励品種」と「推奨品種」は、名称を統一すべき。		
	「I. 本県果樹農業の現状」の17行目の「みどり戦略への取組」の具体的な記述が必要。	
③産地での取組の推進について	生産者の減少が大きな課題。新規就農者を待つのではなく、産地側が呼び込む手段を考え、広く告知していく仕組みが必要。	新規就農者の確保については、市町村と連携し、就農後の経営モデルや農地、住居等をまとめた就農パッケージを作成し、就農相談会等で活用しています。 産地におかれても園地の確保や研修の実施等にご協力いただきますようお願いいたします。
	果樹生産者の高齢化に向けた対策を示すべきではないか。	産地づくりを進める中で地域ごとの課題を整理し、具体的な対応を行っていく必要があると考えており、本計画に網羅的な対策は記載していません。
④普及指導体制等について	令和3年4月からの県普及行政の活動方針、県組織名の改正、それらにより県内の果樹生産者や県の果樹担当普及員が抱えている不安や懸念、不満等を払しょくするメッセージを発信すべきではないか。	生産者の高齢化が進む中、今後産地が発展していくためには、産地の中核となる担い手の経営安定・拡大が重要と考えており、こうした観点から現在の農林水産基本計画では品目ごとの振興方策ではなく、担い手の確保・育成の視点で取組を進めていくこととしています。 こうした点で、本県の果樹農業は最も発展が期待される品目であると考えており、県として今回作成する振興計画をもとに引き続き支援を行ってまいります。
	島根県の果樹農業の位置づけを記載する必要がある 例えば、水田園芸品目と同様に重要な品目としての位置づけ、もしくは、園芸の中の重要な品目として果樹を振興していくという方針の策定が必要。	
	果樹農業振興計画の実現を支える県の普及部には果樹の専門家が不十分ではないか。定期的な異動もあり、農林水産基本計画の重点推進事項の「ものづくり」に果樹が位置づけられていない今の県の体制では、専門知識が継承されず、特に新規就農者が必要とする技術指導に十分対応できるのか懸念している。	
⑤指標について	指標とされている数値は、あまりにも生産現場とかけ離れているように感じられる。	指標は農業者の経営をもとに作成しており、この目標が達成できるよう支援してまいります。
⑥その他	現振興計画(H29年3月版)で位置づけられている5品目に、新たに6品目としてキウイフルーツを位置づけられた理由の説明が必要	全国的に生産が拡大しており、県内でも取組の要望があることことから追加します。
	温暖化や暖冬による発芽の不ぞろい(低温遭遇時間不足)、異常気象の影響を心配する声強い。	近年、異常気象により水害や凍霜害等が頻発しており、栽培面で様々な課題が出ております。こういった課題については、必要に応じて試験研究等を実施していく考えです。 農業者の皆様には、災害等に備え農業収入保険や農業共済等のセーフティネットにご加入いただきますようお願いいたします。
	「グリーン成長戦略」、「みどりの食料システム戦略」が推進される中で、県には果樹農業振興計画を踏まえた産地への的確な技術指導、情報提供を期待している。	国をあげて脱炭素化等が進む中で、果樹農業においても、これまでの栽培方法や販売を見直していくことが必要となる可能性があります。 県としても、情報提供や技術開発等を行っていく考えですが、産地でも今後の方向をしっかりと検討いただきますようお願いいたします。

その他、複数の建設的なご意見をいただきました。
今後の参考にさせていただきます。